

公益社団法人富山県柔道整復師会定款

平成 24 年 10 月 28 日総会決議

平成 25 年 3 月 10 日総会決議

平成 25 年 5 月 19 日総会決議

平成 25 年 8 月 11 日総会決議

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人富山県柔道整復師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を富山県富山市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、日本の伝統医療である柔道整復の学理および技術の進歩・発達と、柔道整復師の資質向上を図るとともに、保健・医療・介護に関する諸制度の円滑な運営と健全な発展に寄与することにより、県民福祉の増進に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 柔道整復師の資質向上ならびに柔道整復学及び柔道整復術の向上発展に関する事業
- (2) 受領委任制度に係る事業及び保険制度達成協力の事業
- (3) 柔道を通して県民の体位向上の啓発指導に資する事業
- (4) 県民の健康と医療・福祉および介護予防の推進を目的とする事業
- (5) 柔道整復術を生かした災害時・スポーツイベント等における救護活動に関する事業
- (6) 会員の相互扶助に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、富山県において行う。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会は、富山県内に在住する柔道整復師であって、本会の目的趣旨に賛同し次条の規定により本会の会員となった個人をもって構成する。

2 会員は次の3種類とする。

- (1) 正会員（名誉会員を含む）
- (2) 名誉会員…正会員のうち理事会の承認を受けた者。
- (3) 準会員…本会の事業を賛助するため入会した者

3 前項の(1)および、(2)の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 入会しようとする者は理事会が別に定める様式により本会に申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める負担金を支払う義務を負う。

2 既納の負担金は、返還しない。

3 その他必要な事項については、理事会の決議により別に定める。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を、提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の退会を持って法人法上の退社とする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議を経て、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規定に違反しもしくは秩序を乱したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、総会において除名を審議すること、かつ、その決議の前に弁明の機会を与えることを当該会員に対し、当該総会の1週間前までに通知しなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名会員に対してその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 柔道整復師の資格を失ったとき
- (2) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (3) 当該会員が死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 成年被後見人、又は被保佐人になったとき
- (5) 総正会員が同意したとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催する。

2 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款施行細則の変更

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理による決議権の行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、代理出席によって決議することが出来る。この場合は、総会に出席する代理人に代理権を授与することを証明する書面を本会に提出しなければならない。

2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に参入する。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には議長及びその総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 17名以上19名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、4名を副会長、2名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、常務理事を同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

この場合において、理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において該当候補者を選定する方法によることができる。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行し、常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。

4 会長、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず理事及び監事には費用を弁償することができる。

(名誉会長、顧問、相談役及び参与)

第27条 本会に、名誉会長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、学識経験者または本会に特に功労のあったものを理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、会長の諮問に応じ、本会の各種会議に出席して意見を述べるることができる。ただし評決に加わることは出来ない。

4 名誉会長、顧問、相談役及び参与の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

5 名誉会長、顧問、相談役及び参与に対しては、理事及び監事の報酬等の支給の基準に準じ、理事会が別に定める報酬及び費用を支払うことができる。

(損害賠償責任の免除)

第28条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事または監事（理事または監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、及び目的を記載した文書もしくは電磁的方法により、開催日の3日前までに通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会において定めた順序による理事が招集する。
- 5 理事から会議の目的たる事項及びその理由を文書で示して理事会開催の請求があった場合には、会長は速やかにこれを招集しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は会長がこれに当たる。ただし、会長に事故ある時は、予め理事会において定めた順序による理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項を提案した場合において、当該提案につき理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときはその提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 業務機関

(正副会長会及び執行理事会)

第35条 本会に正副会長会及び執行理事会を置く。

2 正副会長会は、会長及び副会長で構成し、会長が必要と認めた場合、会長が招集し議長となる。

3 正副会長会は、本会の円滑な運営と、会員相互の連携を図ることを目的とする。

4 執行理事会は、会長、副会長及び常務理事の各執行理事で構成し、会長が必要と認めた場合に招集し議長となる。

5 執行理事会は次の事項につき協議・検討する。

- (1) 理事会に提案すべき事項
- (2) その他会務執行に関する事項

(その他の業務機関)

第36条 会長が必要と認める場合は、理事会の決議を経て、部会、委員会、諮問機関等を設置することができる。

2 前項についての必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第37条 本会に事務局を置き、職員の任免は法令で別段の定めがある場合を除き、会長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 役員等報酬規程
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項各号及び前項各号の承認を受けた書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に、行政庁に提出するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に定める書類に記載する。

第10章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属等)

第45条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、富山県において発行する北日本新聞に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、林豊輝とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。